

【第2弾】ぶらり丹波路魅力体験&拡散ツアー事業委託業務仕様書

1 委託業務名

【第2弾】ぶらり丹波路魅力体験&拡散ツアー事業委託業務

2 業務目的

本業務は、丹波地域（丹波篠山市及び丹波市）が有する豊かな自然、食、歴史・文化、産業等の多様な地域資源及び大阪・関西万博のレガシーとして展開されるフィールドパビリオンを効果的に活用し、その魅力を広域に発信することで、認知度及びブランド力の向上並びに誘客促進を図ることを目的とする。

3 業務概要

情報発信力及び影響力を有するインフルエンサーや著名人（以下「ゲスト」という。）を対象としたファムツアーを実施し、これまで丹波地域との接点が少なかった層に対して来訪の契機を創出する。

また、ファムツアーの実施にあたっては、単なる視察や体験にとどまらず、ゲストのファン等や一般参加者が参加可能な体験プログラムを組み込むことにより、現地での体験価値を共有・拡散する機会を創出する。

これにより、ゲストによる情報発信と参加者の実来訪を連動させ、潜在的来訪者の丹波地域への興味・関心を喚起するとともに、継続的な誘客につなげることを目指す。

4 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

5 委託料の上限額

1,969千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

6 業務内容

ファムツアーの企画・実施・運営

(1) 実施期間・回数

契約締結～2月末の間にファン交流型ファムツアーを1回以上実施すること。

(2) 参加対象者

- ①ゲスト（情報発信力及び影響力を有するインフルエンサーや著名人）
- ②ゲストのファン及び一般参加者

(3) 実施内容

- ①ひょうごフィールドパビリオンプログラムの組込み

丹波篠山市及び丹波市で実施されている「ひょうごフィールドパビリオン」のプログラムをそれぞれ1プログラム以上組み込み、その他の観光、体験、食事等を組み合わせた魅力的なツアー行程とすること。

②ファン交流型プログラムの実施

ファムツアー内で実施する「ひょうごフィールドパビリオン」の体験プログラムのうち、少なくとも1プログラムは、ゲストと一般参加者が同一の体験を共有し、交流を図ることができるファン交流型プログラムとすること。

なお、実施にあたっては以下の条件を満たすこと。

- ・参加費等は一般参加者が各自負担のうえ参加できる内容とし、原則として既存の体験プログラムを活用すること。
- ・一般参加者が通常の来場者と同様の手続き及び動線で参加できるよう、配慮すること。ただし、ゲストと一般参加者との交流促進を図るため、施設との調整の上、会場レイアウト、動線及び運営方法を工夫し、一体感のある体験・交流の機会を創出する内容とすること。
- ・ゲストのファン及び一般参加者は、現地集合、現地解散とすること。
- ・参加者募集を実施し、応募受付、抽選、当選通知を行う。当選者にはツアー実施前に当選通知（電子メール等）を送付するとともに、当日は当選者の受付確認を行う運営体制を構築すること。
- ・企画提案にあたっては、プログラムの実施可否及び受入可能人数等について、事前に各施設へ確認すること。

③企画例

ゲストとの交流や参加特典等により参加意欲を高め、より多くの一般参加者の来場及び参加が見込める企画とすること。

なお、以下は企画例であり、これらに限定するものではない。

【例1】陶の郷において、ゲストと一般参加者が共同で参加する絵付け体験プログラムを実施し、ゲストが制作した作品を参加者の中から抽選で1名にプレゼントする。

【例2】たんば恐竜博物館において、ゲストと一般参加者が共同で参加するワークショップを実施し、ゲストが製作・塗装した作品を参加者の中から抽選で1名にプレゼントする。

(5) 広報・周知

- ①ファンや一般参加者の確保及び参加促進を図るため、受託者は、ゲストのSNS等情報発信プラットフォームを活用し、効果的なツアーの参加者募集活動及び丹波地域の魅力発信を効果的に行うこと。
- ②本業務において作成したチラシ、写真、動画、記事原稿その他広報資材については、作成後すみやかに電子データで委託者へ提出すること。
- ③チラシ等によるPRの際には、「兵庫丹波観光ネットワーク推進委員会」の事業である旨を表記すること。
- ④広報計画及び広報素材の内容については、事前に委託者と協議すること。

(6) 集計・分析

- ア ツアー開催時に、委託者が提供するアンケートを参加者へ配布し、回収すること。
- イ 回収したアンケートは電子データ化のうえ委託者へ提出するとともに、集計を行い、その結果を報告書に取りまとめること。
- ウ ツアー実施後、委託者が指定する期間における当該ツアーに関する問合せ件数や参加申込状況その他の反響状況を取りまとめ、報告すること。
- エ ツアー実施後、委託者が指定する期間において、ツアーで訪問した施設等に関する利用実績、来訪状況その他の送客効果について、関係施設への聞き取り等により可能な範囲で調査を行い、その結果を報告すること。

6 業務実施体制

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- (1) 本業務の実施責任者を配置すること。
- (2) 本業務に関する実施体制表を作成し、報告すること。
- (3) 参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに委託者に報告すること。
- (4) 本業務にあたって第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負うこと。

7 事業実績報告書の提出

次の業務成果品（データ）を提出すること。

事業実績報告書 1部

8 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 委託契約の締結
 - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
 - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

③ 契約条項は、委託者において示す。

④ 甲は、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 100 条第 1 項第 8 号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(6) 契約の解除

① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

② 上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(7) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

(8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。

また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

(9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

(10) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(11) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。